慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	平安初期における出羽国の経営と国内豪族統制
Sub Title	A study on Dewa province in the early Heian period : the administration of the province and the control of the powerful family
Author	十川, 陽一(Sogawa, Yōichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	2020
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.88, No.3/4 (2020. 5) ,p.1(271)- 19(289)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20200500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

平安初期における出羽国の経営と国内豪族統制

十川陽一

はじめに

古代の東北地方は、蝦夷との接触・戦闘が継起的に行われた地域であり、研究上の論点も城柵・蝦夷・軍事（征夷）など、辺境としてのものが多いことは言うまでもない。

そのような中で、東北地方を南北に区分することによって地域の性格に目を向けた工藤雅樹氏や今泉隆雄氏の論は、〝東北地方〟と一括して理解されがちな地方内での多様な地域の存在を明らかにし、古代東北地方の構造を解明する糸口として注目される(1)。特に今泉氏の、南奥地域が陸奥国を支えた地域であるという指摘を踏まえては、陸奥・出羽における国郡の変遷を概観された吉田歓氏の業績や(2)、筆者も南北の地域差から出羽国の構造を論じたことがあり(3)、出羽国についても山形県内陸地域（最上・置賜郡）を中心とした、支配を支える安定地域の存在が明らかとなりつつある。

ただし、出羽国内諸地域の内実については不明な点が多い。たとえば出羽国内の郡司名を記した文献史料で確実なものは『日本三代実録』元慶二年（八七八）六月七日辛未条の最上郡擬大領伴貞道のみであるように(4)、郡司をはじめとする在地有力者の氏族名はほとんど明らかでない。そもそも出羽国は、諸国の国造の来歴を記す「国造本紀」においても、国造ではなく「出羽国司」として和銅五年（七一二）の出羽国設置記事が載せられていることに象徴的なように、国造制を経ておらず、伝統的な在地豪族の存在を認めがたい地域である。また出羽国内では、出土文字資料も含めて地名（郡名）を冠した氏族

名がみえないという特徴が看取され、陸奥国と比べても広域を代表する豪族の成長が遅く、比較的小さい豪族が虫食い状に点在していた可能性が高いことが指摘されている[5]。墨書土器にみえる氏族名については、近年でも山形県内出土のものを中心とした整理が加えられ、一遺跡で頻出する氏族名が官人・支配者層と関連するといった推定もなされてはいるが[6]、その具体的なあり方については依然として不明のままである。

こうした中で出羽国の有力豪族は、王臣家と結託して私腹を肥やす国司の陰で成長する、といった理解がなされることもある[7]。ただし陸奥・出羽両国の国衙財政について鈴木拓也氏は、弘仁年間（八一〇～八二三）に征夷終結を経た立て直しののち、天長年間（八二四～八三三）以降に国司の収益を優先しつつ、蝦夷の褒賞など支配権を国司に与えてゆく、と論じられている[8]。このことを踏まえれば、国衙経営において国司の収益が優先されることは、蝦夷を含む国内支配体制と対応したものと理解されなければならず、国司が私腹を肥やすという単純な理解には注意が必要である。

如上の問題意識を踏まえ、本稿では、出羽国の経営と国内豪族統制の在り方について考察する。出羽国については、文献・考古双方ともに八世紀半ば以前の様子は不明瞭であることから[9]、八世紀末～九世紀、すなわち弘仁二年の征夷終結の前後を中心に検討してゆきたい。

なお以下、史料の典拠を断らない場合は、全て六国史によるものとする。

1、出羽国の経営と国郡務をめぐる状況

（1）弘仁二年の征夷終結後における出羽国経営の概観

本章では、九世紀の出羽国の状況について検討する。まず、征夷終結後の出羽国経営について概観しておきたい。

『類聚国史』巻八十三、正税、弘仁四年（八一三）九月丙子条によれば、「宜下陸奥・出羽両国公廨、混二合正税一、毎年相換、給中於信濃・越後二国上」と、征夷後の財政再建策として、正税稲の減少を公廨稲との混合で補い、国司らの俸禄の財源となる公廨利稲を信濃・越後の二国に交代で負担させる措置が打ち出されている[10]。こうした方式は、「弘仁主税式上断簡」に、

凡奥陸（ママ）国司・鎮官、并出羽国司公廨利稲、割二収当国一以儲二軍粮一、其代以二他国正税一給レ之。〈其国及稲数臨時処分〉

とあることから弘仁式にも継承されているが、『延喜式』になると主税上15鎮守府公廨条に「凡鎮守府公廨、給二当国并相模国一。」と、対象から出羽国が外れているように、長期的にみると財政状況は上向いていったとみられる。

その弘仁四年直後の財政状況としては、弘仁五年正月十五日に、健児粮に充てるため乗稲三七五〇〇束のうち一一三二八束を出挙した官符や（『類聚三代格』巻六、公粮事）、同日に軍毅職分田を、大毅一名・少毅二名あわせて一四町を設定した官符（『同』巻十五、職田位田公廨田事）の存在など、小規模ながらも余裕が生じている可能性を窺わせる(11)。さらに、国司の目・史生各一員を増置した天長七年（八三〇）閏十二月二十六日官符には、「此(出羽)国頃年戸口増益、倉庫充実」とある（『同』巻五、加減諸国官員并廃置事）。征夷終結後の軍備縮小(12)など、征夷関連の負担が軽減されたこともあり、征夷終結から二十年足らずという短いスパンでみても、ある程度財政の立て直しが実現されたものと評価できよう。

（2）出土文字資料からみた国内豪族と国郡務

つづいて、出羽国内の豪族と国郡務の関係について確認しておきたい。「はじめに」で触れたように、具体的な様相について文献史料から分かることはほとんどない。そこで、出羽国における安定地域を構成する山形県域を中心に、出土文字資料から事例を挙げてみたい(13)。

山形県山形市の今塚遺跡は、出羽国最上郡に属する。この今塚遺跡出土の第一号木簡は、

・□　□□□□(奉行カ)　□□(長カ)部『人雄』
『□為』仁寿参年六月三日　」
・大□(浜カ)　」

と、仁寿三年（八五三）の年紀をもつ符式の木簡となっている(14)。また米の出給に関する木簡や、「一等書生伴」・「書生丈部」や戯画などを記した赤焼の高台坏（図1）(15)、「調所」と記した須恵器坏などの出土から、官衙的性格も想定されている(16)。郡書生は郡務への習熟が必要な、郡司に次ぐ地位であるとみられるが、その出自は、郡領クラス、あるいは郡散事など郡司よりも下層、など一概に言えない(17)。ただしこの墨書土器に書生としてみえる伴氏は、出羽国では元慶二年（八七八）六月七日辛未条に、最上郡擬大領伴貞道の名がみえており、最上郡の郡領クラスの氏族としても存在したことが確認できる。このことからすれば、今塚遺跡の伴氏が郡司層と関わる可能性

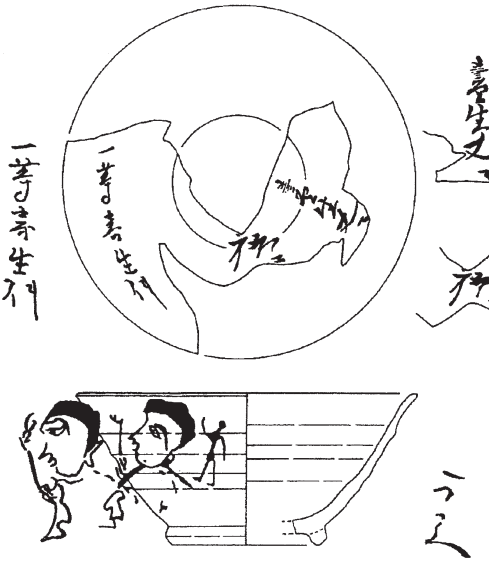

図1

も考えられよう。さらに別稿で述べたように、この墨書土器（図1）底部～体部外面にかけての墨書は実物の調査により「郷」と判読できることから、今塚遺跡は郡家出先機関も含めた郷レベルの機関である可能性が高い[18]。このように今塚遺跡は、郡司層との関りも想定される、郷レベルの拠点であったと考えられる。

次に、置賜郡に属する、山形県川西町の道伝遺跡を挙げる。同遺跡の二号木簡には、

・「四天王□」
　合三百卅□（部カ）　〈観世音経一　精進経一百八　十
　一面陀一百十／多心経十六　涅
　般経陀六十五　八名普密陀卅〉
・□

と、経典とその部数が列記されている。本木簡と同じSD1第Ⅳ層からは「寛平（八九六）八年計収官物」と記載した一号木簡も出土しており、九世紀後半の置賜郡家に関わる遺跡と推定されている[19]。この木簡については、辺要国守護のために実施された四天王法との関係が指摘されており[20]、また地方の法会において、官衙に用意された経典のほか、郡司層の私寺・定額寺の経典が利用された可能性を示すことなども論じられている[21]。

四天王法については、『延喜式』主税上5、出挙本稲条、出羽国に「四天王修法僧供養并法服料二千六百八十束」とあって、恒常的な財源が設定されている。また、元慶二年六月二十三日丁亥には、蓄亀によって辺要国警固の必要性が告げられた因幡・伯耆・出雲・隠岐・長門において四天王法が修されているのに対し、元慶の乱時

の出羽においては同年六月二十八日壬辰に「大元帥法阿闍梨伝灯大法師位寵寿」を派遣して「降賊法」を修したとあり、眼前に危険が迫っている現地においては必ずしも四天王法で対応するものではなかったことが窺える。これらのことから出羽国における四天王法は、基本的には平時に定期的に修される法会であったとみられる。

出羽国における四天王法の具体的な実施の姿を記した史料はないが、貞観九年（八六七）五月二十六日甲子条によって西国での事例をみると、

> 造二八幅四天王像五鋪一、各一鋪下二伯耆・出雲・石見・隠岐・長門等国一。（中略）安二置尊像一、請二国分寺及部内練行精進僧四口一、各当下像前依二最勝王経四天王護国品一、昼転二経巻一、夜誦二神呪一。春秋二時別一七日。清浄堅固、依レ法薫修。上

とあるように、国内の僧を集めて四天王法が実施されたことが確認される。

諸国内での法会について、別の法会になるが、『延喜式』玄蕃寮14吉祥悔過条に、

> 凡諸国、起二正月八日一迄二十四日一、請二部内諸寺僧於国庁一、修二吉祥悔過一。〈国分寺僧専読二最勝王経一、不レ預二此法一。〉（後略）

と、正月八～十四日に行われる吉祥悔過において、部内諸寺の僧を国庁に集めて修するよう規定されている。本注にあるように、国分寺僧は同期間に開催される修正会において最勝王経のみを読むので、吉祥悔過にはそれ以外の僧を集める必要があったことによるが、国内での定期的な法会に国内の僧を結集して実施する場合が想定されていたことが確認できる。出羽国における四天王法も同様に、国内の僧を結集して実施される法会の一つであったとみておきたい。

また道伝遺跡出土木簡に経典が記されていたことについて、承和四年（八三七）六月丁酉条の、小野宗成が最上郡に済苦院を建立し、国分二寺に仏菩薩像を造り、さらに「写二得雑経四千巻一」したという記事を参考にしたい。この当時、宗成は出羽守とみられるが、これらの本経が出羽国内で入手されたものであるとすれば、その基盤として国内の仏教施設の存在が不可欠である。出羽国では、六国史にみえる国分寺以外の寺・仏教施設として、最上郡の済苦院（前掲）・霊山寺（貞観九年十二月二十九日甲午）、飽海郡の神宮寺（仁和元年十一月二十一日辛丑）、秋田郡の四天王寺（『類聚国史』巻一七一、地震、天長七年正月癸卯）、山本郡の安隆寺（貞観十二

年十二月八日乙酉）、郡不明の法隆寺（斉衡三年三月壬子）・観音寺（貞観七年五月八日戊子）、瑜伽寺（貞観八年九月八日庚戌）、長安寺（貞観九年十月十三日戊寅）などがみえる。また出土文字資料では、山形県域に限っても、「□（浄カ）万下西寺」（山形市上敷免遺跡）、「寺」（米沢市笹原遺跡）、「寺」（鶴岡市興屋川原遺跡）、「寺」（寒河江市高瀬山遺跡ＨＯ地区）、「大寺」（天童市的場遺跡）などが確認できる。[22] 道伝遺跡出土木簡が示すような、郡家と関わる仏教施設も、これらとともに出羽国内の仏事を支える存在であった可能性が考えられる。

もう一点、秋田県域の資料となるが、秋田城跡七五次調査出土の二六号漆紙文書についても簡単に触れておく。

黒□（胡カ）禄二具

大領公子諸
少領上毛野朝臣虫麻呂
五年□（上カ）料　弓四張　矢四具
十二月□□日国司　守多治比□（真カ）
史生飛鳥戸×
大領公子諸□（鳥カ）×
×領上毛野×

出土遺構が九世紀後半とみられること、貞観十年に出羽守に任ぜられた多治（比）真人高棟とみられる名があることなどから、本漆紙文書は、貞観十五年ごろに城内に備え置かれた数年にわたる器仗関係の帳簿かと考えられている。[23] 器仗管理と郡司については、『政事要略』巻五十七、交替雑事（雑公文）に「国器仗帳」「郡司器仗帳」などとあるが、城柵における器仗管理と郡司との関係を示すものとみられる。

このように九世紀後半になると、出羽国内の諸豪族が国郡務と関わって活動する様相を見出すことができる。また前節では、弘仁の征夷後の出羽国が短期間でも経営状態を向上させたことを確認したが、こうした出羽国経営の安定と豪族統制の具体的な関係について、章を改めて考えてみたい。

2、出羽国における有力豪族の成長と把握

（1）出羽国における開発の展開

陸奥国においては、征夷と関わることで地位を獲得した征夷型豪族の出現により、一般諸国より半世紀早く新興有力豪族の成長がみられることが指摘されている。[24] 以下、この点を念頭に置きつつ、出羽国内の豪族の成長と国郡務への編成の様相について検討したい。

『類聚国史』巻八十三、免租税、延暦十一年（七九二）十一月己卯条には、「永免二出羽国平鹿・最上・置賜三郡狄田租一」とある。八世紀末の時点で、出羽国建置の当初からの安定地域であった最上・置賜郡に加え、秋田県域にあたる平鹿郡も含めた、かつ服属した蝦夷も含めた農業生産が律令国家の枠組内で展開しつつあったことが確認できる。秋田県男鹿市の小谷地遺跡では、九世紀Ⅰ・Ⅱ四半期を主体とする大規模な田地開発の様相が明らかにされており、元慶の乱で蜂起した俘囚の村との関係も想定されている[25]。このように、秋田県域の比較的北部でも九世紀前半ごろには開発が進展していた様子を見て取ることができる。

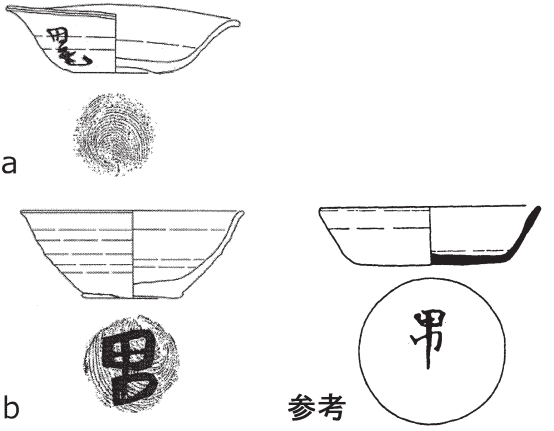

図2

山形県域の出土文字資料からは、前章でも触れた今塚遺跡から、田地経営に関わる墨書土器が確認できる（図2a・b）[26]。aは複数確認できる「田宅」銘のうち一点である。bは「田□（部カ）」とされているが[27]、群馬県前橋市中鶴谷遺跡出土の「田部」と判読されている墨書土器（図2参考）[28]を参照すれば、「田部」と読んで差し支えないと考える。「田部」銘墨書土器については、「山部」「田部」という山の生業、田の生業を表したものに過ぎないとの指摘があるが[29]、今塚遺跡の場合は、「山部」の墨書は確認されない。「田宅」の墨書が出土していることから、田地経営と労働力編成に関わるという想定は十分に可能であると思われる。前章で触れた、郡雑任あるいは郡領氏族などとも関わる可能性も相俟って、有力豪族による組織的な田地経営を想定したい。

また山形県寒河江市の三条遺跡は、八世紀中葉～十世

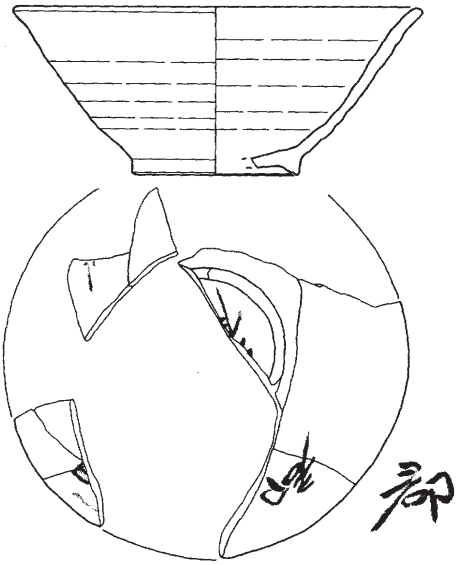

図3

紀初頭の水田に面し、「□五日田主大伴部廣□」という九世紀前葉を下らないとみられる木簡が出土するなど、[30]田地との関わりが深い集落である。同遺跡からは「郡」と墨書された土器も複数出土している（図3）[31]。具体像は不明ながら、田地経営における郡の関与を想起させる。

庄内平野に目を移すと、山形県鶴岡市の山田遺跡から、八世紀第Ⅳ四半期頃とみられる「田領」銘の墨書土器が出土している[32]。同遺跡では、「駅」、「駅子」などと記した木簡も出土しており、官衙とも関わる拠点と想定されている[33]。この「田領」については、全国的に類例があるが、在地に郡家出先機関と目すべき拠点を有して、土地の実地検証・勧農などにあたる存在で、交通拠点など重要な地域で権勢を有する人々が郡司によって雑任として編成されたもの、と考えられている[34]。地域の有力者を編成して領域支配を行う郡司の存在が垣間見える資料といえる。

以上、推測に亙らざるを得ない部分もあるが、八世紀末以降の出羽国において、郡や郡務と関わる豪族による開発や田地経営の可能性を見出すことができよう。

さて、出羽国における田地開発と関わっては、王臣家による田地占有の禁断を制した『類聚三代格』巻十五、墾田并佃事、延暦二十二年十月二十五日官符が知られる。

太政官符

　応レ禁レ占二開出羽国郡内田地一事

右、被二右大臣宣一偁、奉レ勅、如レ聞、家ゝ人ゝ好レ占、出羽国須二開発一地、百姓失二往業一而在。宜三早下知令二厳禁断一。

　延暦廿二年十月廿五日

東北地方における王臣家の進出事例は、出羽だけでなく

陸奥国においても散見するが、こと田地に関する本官符は、出羽国の一つの特徴を示す可能性があると考える。隣の陸奥国では、天応元年（七八一）の陸奥軍所への運穀ののち、「将吏等」が「濫役二鎮兵一、多営二私田一」むことによる「鎮兵疲弊」という状況が述べられているように（延暦二年四月辛酉条）、将吏らが鎮兵を駆使して私田開発を行っていることが問題視されており、出羽とは問題となる開発主体が異なっている。このように出羽側では特に田地と関わる形での王臣家の進出が顕著であったとみられる。

これに加えて、陸奥・出羽両国で共通する問題ではあるが、王臣家との交易も大きな影響を与えたとみられる。たとえば『類聚三代格』巻十九、禁制事、延暦二十一年六月二十四日官符には、

太政官符

禁二断私交一易狄土物一事

右、被二右大臣宣一偁、渡嶋狄等来朝之日、所レ貢方物、例以二雑皮一。而王臣諸家競買二好皮一、所レ残悪物以擬二進官一。仍先下レ符禁制已久。而出羽国司寛縦曾不二遵奉一。為レ吏之道豈合レ如レ此。自今以後、厳加二禁断一。如違二此制一、必処二重科一。事縁二勅語一、不レ得二重犯一。

延暦廿一年六月廿四日

とあるように、さきにみた田地占有と同時期に王臣家との交易が問題となっている。なお、陸奥側の事例ながら、『同』巻十九、禁制事、弘仁六年（八一五）三月二十日官符（禁二断出レ馬事）では、「権貴之使豪富之民、互相往来」とあるように、都の「権貴」と陸奥の「豪富」の往き来が読み取られる。またこの私交易によって馬の価格が高騰して官馬を得難くなっているとされることから、陸奥側の豪富がそれなりの利潤を得ていたことも推測できる。また弘仁六年官符には「出羽国宜レ准レ此」とあることから、出羽国においても交易による出羽国人の経済的成長が想定される(35)。すなわち出羽国は、交易・田地開発の両面で王臣家進出の影響を受け、その中で国内豪族の成長が促されたと考える。

ところで、さきに触れた延暦二十一年官符では、「出羽国司寛縦曾不二遵奉一」とあるように、王臣家との関係には、国司も介在している点が注意される。王臣家と国司との結託は、『類聚三代格』巻十六、山野藪沢江河池沼事、延喜二年（九〇二）三月十三日官符所引、延暦三年十二月十九日騰勅符に、王臣家の山川藪沢占有に阿

縦する国司がみえるように、八世紀末から九世紀初頭においても広く一般的な事象となっていた。このことを踏まえて出羽国司についてみてみると、八世紀末から九世紀初頭の当時の出羽国司として確認できるものは、『公卿補任』弘仁元年条尻付に、文室綿麻呂が延暦二十年に出羽権守となったことが知られるのみである。綿麻呂の在任期間は、同尻付によれば「（延暦）廿二年五月転少将〈守如レ元〉、廿五年四月播磨守」とあることに従えば延暦二十五年までであったとみられ、先にみた王臣家関係の問題が出羽で顕在化した時期と重なっている。

綿麻呂といえば、弘仁二年（八一一）四月庚戌に征夷将軍に任ぜられ、陸奥・出羽国内のみの兵で征夷を実施し、「寇賊無レ遺」（同年閏十二月辛丑条）と征夷の終結を宣言したことで知られている。この弘仁二年の征夷については、近年でも出土文字資料の知見を踏まえて陸奥国側から征夷事業を評価する論が提出されているが[36]、一方で出羽国の軍事的な貢献もきわめて顕著なように思われる。簡単に例示すると、出羽守・大伴今人による俘囚軍三〇〇人を率いた爾薩体蝦夷六〇余人の殺害（三月甲寅）、出羽国における軍士簡閲（五月壬子）、出羽の鎮兵への復三年（七月乙未）、出羽国による陸奥国邑良志閇村の降俘・吉弥侯部都留岐の活用（七月辛酉）などが挙げられる。加えて戦後の復除をみてみると、陸奥に対しては征夷軍士に対して慶雲三年の百姓身役制と延暦二十一年の例を適用して一年分の調庸が免ぜられている（弘仁三年二月辛卯）のに対し、出羽では百姓に「労」軍役」也」として復三年が与えられている（弘仁二年閏十二月己酉）。両国の軍制の違いもあって動員対象が異なるため、単純な比較はできないが、百姓を中心とした出羽の貢献の大きさは十分想定してよい。征夷に参加した邑良志閇村の吉弥侯部都留岐が征夷の対象となった爾薩体蝦夷と対抗関係にあり、その邑良志閇村のある陸奥国北部地域が早くから出羽国との結びつきが強かったなどの事情もあるが[37]、かつて出羽守を経験した綿麻呂が主導した弘仁の征夷に出羽国が担った役割が大きなものであったという点は注意される。

延暦末年の田村麻呂の征夷と、弘仁二年の綿麻呂の征夷では、東国まで巻き込んだ兵站の展開と陸奥・出羽のみの負担、という大きな政策的な差異が存在する。また征夷終結後の支配体制の面でも、城柵を拠点とし柵戸を基礎とする蝦夷支配から、鎮守府を拠点とし蝦夷系豪族の支配力を基礎とする体制への転換も指摘されている[38]。

ただ、征夷後の綿麻呂は、弘仁二年から七年の間、陸奥出羽按察使となっているが、その在任期間に綿麻呂の上申に基づいた官符として『類聚三代格』に残される三通は、いずれも出羽のみを対象としたものである。[39] そして、その間の政策が出羽国の経営を向上させたことは、前章で見た通りである。このようなことも考え合わせれば、綿麻呂の陸奥出羽経営戦略の中で、自身がかつて国司として赴任していた出羽国の存在が大きなものであったと考えたい。すなわち、王臣家の進出と国司の介在によって展開した延暦末の出羽国における開発進行と豪族の成長が、弘仁の征夷とその後における経済的地盤となったことは評価してよいと考える。

それでは、延暦末年から弘仁初年までの間の支配体制はどのように展開してゆくか、次節にて陸奥・出羽全体に視点を広げながら検討してゆきたい。

（2）陸奥・出羽における有力豪族統制

陸奥・出羽の豪族統制を考えるにあたり、両国の擬任郡司設置を認めた『類聚三代格』巻七、郡司事、大同元年（八〇六）十月十二日官符を挙げておきたい。

太政官符

聽三陸奥出羽両国正員之外擬二任郡司軍毅一事

右、中納言征夷大将軍従三位兼行中衛大将陸奥出羽按察使陸奥守勲二等坂上大宿祢田村麻呂起請偁、郡司之任職員有レ限。而辺要之事頗異二中国一。望請、擬二任幹了勇敢之人一、宜レ為二防守警備之儲一者。右大臣宣、奉レ勅、依レ請。

大同元年十月十二日

ここでは正員外の擬任郡司の設置が認められているが、正員外に設置される擬任郡司は、全国的には弘仁三年（八一二）を画期として成立するものと理解されている。[40] このことからすると、陸奥・出羽における正員外の擬任郡司設置の認可は早い事例と評価することができ、それに相当するだけの有力豪族が成長していたことを示す。なお、この時の両国における擬任郡司の具体的な任用手続は不明ながら、陸奥の擬任郡司に関しては、『河海抄』（天理図書館蔵・伝一条兼良本）巻十二、藤裏葉所引、弘仁式（底本ママ）逸文に、[41]

太政官符

応レ給レ考陸奥国外散位三十三（千脱カ）人事

疑（ママ）郡司廿八人、白河・菊多剗宰（守カ）六十人、〈自余略レ之〉

右、真（直）二国府一外散位等如レ件者。宜二承知、依レ件給レ考。

延暦十八年十二月十日

と、延暦十八年（七九九）に陸奥国内の擬郡司らを含む国府上番の外散位に考を給うよう制した官符があり、八世紀末から国内の有力豪族が国司の下で統制されていたことが確認される。その後も、「弘仁式部式下断簡」試諸国郡司主帳以上の本注に「陸奥・出羽・西海道等郡司不レ在二進限一、依二□（府カ）国解一定二其等第一」とあるように(42)、辺国ということもあり、陸奥・出羽は西海道と並んで、早くから郡司そのものが他国と比して国司の強い裁量下で任用・統制されていた様子が窺える。

出羽における有力豪族については、天平八年（七三六）四月戊寅条に「賜二陸奥・出羽二国有レ功郡司及俘囚廿七人爵一各有レ差。」といった例がみられるように、俘囚も含めた官人身分の拡大が早くから想定できる。また九世紀では『法曹類林』巻一九七、公務五、考選に、

帯二五位一俘囚国与二其考一事（今有二出羽国俘囚五位一。国注二小心謹卓之文一以居二番上一、等之考。今是五位。雖二斯俘囚一、爵禄之貴、其数不レ異。論二所職一、則旧在二彼土一、恒役二鎮守一。論二爵号一、則非レ有二官符一、不レ可二外居一。未レ審。即国為レ考、法意得乎。復居二番上一其理如何。）

讃岐広直

（中略）

又問状云、旧在二彼土一恒役二鎮守一者。（依二格旨一為レ出二畿外一既立二禁制一。其有レ職輩者、不レ可レ禁二外居一。然則国与二其考一、不レ乖二法意一。但可レ与二長上考一。不レ可レ居二番上一。）

との明法勘文がみえる。讃岐広直が明法博士であったのは大同二年ごろ、という程度で具体的な年次ははっきりしないが、この勘文の存在から、九世紀初頭の出羽国において五位を持つ俘囚が存在したことも指摘できる。

別稿で論じた通り、八世紀以来、征夷に伴う勲位や位階の獲得による官人身分の拡大は一貫した傾向である(43)。これら征夷有功者をはじめとする賞爵のとりまとめと申請については、八世紀より国司が行っていたが、特に九世紀前半頃より、陸奥・出羽国人への叙位における国司の裁量が特に増大してゆく(44)。前掲『法曹類林』の後半部分では、畿外への勝手な移動が禁じられた格(45)を踏まえつつも、「国与二其考一」える場合は格の禁制に該当しないと述べられているように、彼らは国司の下で考を得る存在であったことが確認できる。

このように八世紀以来、出羽国においても俘囚を含めた多くの有力豪族の成長と、それらを国司が官人身分へと編成することによる国内支配の安定化、という構造が存在していたことを想定してよいと考える。

その後、弘仁の征夷開始直前に出された『類聚三代格』巻十五、墾田并佃事、弘仁二年正月二十九日官符には、

太政官符

不レ可レ収二百姓墾田一事〈陸奥出羽〉

右、大納言正三位兼行皇太弟傅民部卿勲五等藤原朝臣園人奏状偁、陸奥出羽両国為レ体、北方蕃屏勢居二辺要一。人物是須。今聞、百姓之間土人浪人、随レ便墾レ田。国司巡検皆悉収レ公、黎庶嗷、向レ隅且多。愚臣商量、天地之利不レ如二人和一。百姓離レ心何守二辺隅一。望請、件国開田者、雖レ無二公験一特蒙二聴許一。又依二天平十五年五月廿七日格一、任為二私財一永年莫レ取。庶令二餌下集レ魚、賞上進レ士、安レ辺禦レ侮、見レ利留レ跡者。右大臣宣、奉レ勅、依レ奏。

弘仁二年正月廿九日〈後紀第廿一〉

とある。墾田永年私財法では、国司の公験を得ずに開墾された田地は収公対象となるので、陸奥・出羽でもかかる田地の収公が実施された。ところが現地で反発を招いたため、両国において公験を得ない開墾を許容する、という内容である。ここで開墾主体とされているのは、「百姓之間土人浪人」とある。こうした人々に対し、国司が田地を収公しないことを打ち出し、「令二餌下集レ魚」とあるような掌握方法が取られたものと評価できる。秋田城の停廃と秋田郡への再編についての記事である延暦二十三年十一月癸巳条には、「不レ論二土人・浪人一、以下住二彼城一者上編附焉」とあるように、出羽国においても土人のみならず浪人を郡に住む公民として編成することは不可欠であり、延暦末年～弘仁初年の間に土人浪人も含めた開墾の推進と国家支配への編成が進められたとみられる。弘仁二年の官符も、こうした人々を土地に定着させつつ、生産の安定を図る意図を見いだせよう。

このように国司による豪族編成と開墾推進が展開するという状況の下、『類聚三代格』巻十七、募賞事、天長七年（八三〇）四月二十九日官符（応下養二活疫病百姓一者預二出身一叙中位階上事）には、陸奥出羽両国における前年十一月以来の疫病流行の中で、

宜下仰二国司一、重加二誨諭一、勤令二医療一、酬中彼労効上。

其養二活病者一卅人以上、白丁者預二於内考一、自二入色一至二初位一、毎二十人一加二一階一。初位至二八位已上一、毎二廿人一加二一階一。外考入二内考一者減レ半。若養越二此法一者録レ名言上、量二其形迹一授以二五位一。但養二二等以上親一者不レ在二此限一。若富豪之室、異輸二私物一施二飢病人一、亦同報酬。其法白丁輸レ稲一千束者預レ入二於内考一。入色至二初位一、毎レ階二百束一、初位至二八位已上一、毎レ階四百束、外考入二内考一者減レ半。若費養之物越二此法一者、量二其形迹一、授以二五位一者。

と、国司の指導下で、疫病百姓の養活に「富豪之室」の穀や私物を充て、出身や叙位により報酬を与える措置が取られている点は注意される。本官符における褒賞措置をみてみると白丁も対象に含まれており、かなり広い範囲に「富豪」が展開していたことが想定される。「富豪」の語句は、畿外の多くは九世紀後半以後に出現する傾向にある(46)。このような傾向からすれば、陸奥・出羽国内における郡司以外の「富豪」の広範な展開という事象は、全国的にも早いものであったと評価できる。すなわち、九世紀前半までに陸奥・出羽において成長した有力者を国司が把握し、それらの私富を活用する体制が整えられていったものと位置づけられる。

おわりに

郡司や郡司層は、譜第郡司が枝分かれして郡司職を核としながら結集していた郡司層が解体し、富豪層へ転生すると理解される(47)。また、新たに富豪として成長した地域有力者を国家が郡司に登用することはなく、あくまでも譜第郡司が富豪となって、富豪郡司ともいうべき存在になってゆくとの指摘もある(48)。こうした理解の中で、富豪層の活動が全国的に顕著になるのは、九世紀後半以降が中心である。しかし陸奥はもとより、出羽においても王臣家の進出や征夷によって成長した新興豪族を中心に、比較的早くに富豪層が形成され、国司の下に編成されていった可能性が高い。

王臣家の地方進出について山口英男氏は、王臣家も令制の原理に基づく収取の維持と拡大が目的であり、その点において彼らの在地に対する政治的立場は国司と同質であると指摘されている(49)。この指摘を踏まえれば、王臣家の進出と国司の結びつきはある意味必然の流れといえる。出羽国においては、特に延暦末年以降、交易のみならず田地開発にも王臣家が関与して富豪の成長が促された。国司はこうした成長を容認しながら、それら富豪層

を官人身分に編成しつつ、出羽国の経営にあたっていたと考えられる。こうしたあり方が弘仁二年の征夷を支え、その後の財政状況の改善という出羽国の安定化に作用したものと理解できよう。(50)

ただし、貞観十五年（八七三）十二月二十三日甲寅条の陸奥守安倍貞行の起請の中に「或被レ誘二郡司税長一、納レ藁為レ稲。或見レ賂二富饒酋豪一、以レ虚為レ実。」とあるように、九世紀後半の陸奥国において蝦夷系首長の富豪や、郡司や雑任クラスの不正が多発していた状況がみられる。出羽国においては『藤原保則伝』に、

此国、民夷雑居、田地膏腴。土産所レ出、珍貨多端。豪吏并兼、無レ有二紀極一。私増二租税一、恣加二徭賦一。又権（衍）又権門子、年来求二善馬良鷹一者、猥聚如レ雲。辺民愚朴、無レ知二告訴一、唯随二其求一、不レ言二煩費一。由レ是隴畝之民、皆若二貧窮一。奸猾之輩、多致二富溢一。

と、豪吏による私的な徴発、王臣家との交易による「隴畝之民」の圧迫、そして一部の「奸猾之輩」が蓄財してゆく様子が描かれている。また、陸奥にみえたような蝦夷系首長の富豪が出羽国にも存在し、国司がそれらを介して出挙などの収奪を蝦夷集団に対しても強めていったことが元慶の乱の原因となるという、熊谷公男氏の指摘がある。(51) 本稿ではこうした状況について、ここまで述べてきたような経緯によって出羽国支配が進展した結果、構造的に出羽の地域社会に組み込まれたものであると評価したい。すなわち都とのつながりとそれによる国内豪族の成長は、出羽国経営の安定をもたらす一方、不安定な情勢の素地ともなったと見通し、小稿を終える。

註

（1）工藤雅樹「石城・石背国の分置と広域陸奥国の復活」（『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館、一九九八年。初出一九八九年）、今泉隆雄『古代国家の地方支配と東北』（吉川弘文館、二〇一八年）第二部所収の諸論考。

（2）吉田歓「南奥羽国郡制の変遷」（熊谷公男・柳原敏昭編『講座東北の歴史　第三巻　境界と自他の認識』清文堂、二〇一三年）。

（3）十川陽一「律令国家と出羽国―地域的特質についての基礎的考察―」（『山形大学歴史・地理・人類学論集』一八、二〇一七年）。

（4）その他、『三宝絵』中巻末尾に付載された「妙達和尚ノ入定シテヨミガヘリタル記」に「タカトノ郡ノ大領オホウチノ景正」とあるが、出羽国内に「タカトノ郡」に相当する郡は確認されず、「オホウチ」という氏族も不明である。伝承の大筋を共有する『僧妙達蘇生注記』では

「出羽国田川郡大荒木景見」とあり、田川郡には大荒木氏の存在も確認できるが（『日本三代実録』貞観十三年（八七一）二月十四日庚寅条）、『僧妙達蘇生注記』には大領とはみえず、大荒木景見を郡司とみてよいかは留保が必要である。

（5）北村優季「律令国家と出羽国」（『山形攷古』六―一、一九九七年）、村上彰「出土木簡より見た古代出羽国の豪族」（『山形大学史学論集』一七、一九九七年）。

（6）植松暁彦「山形県の墨書土器からみた古代氏姓の地域性について」（『さあべい』三二、二〇一八年）。

（7）佐藤鎮雄「古代出羽国北と南」（うきたむ風土記の丘考古資料館編集・発行『平安初頭の南出羽考古学―官衙とその周辺―』二〇一〇年）。なお、山形県米沢市の古志田東遺跡など、官衙の可能性が比較的高い豪族居館を想定した言及である。

（8）鈴木拓也「陸奥・出羽の公出挙制」（『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年。初出一九九二年）。なお、同「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」（前掲書）では、両国国司の利権的な性格も認めつつ、特に征夷終結後には、征夷軍・鎮兵の派遣や柵戸移配といった蝦夷支配に対する国家的支援を打ち切らざるを得なくなったための代替措置として、国司の裁量権を拡大したものとされる。

（9）出羽国郡司に関しては、平城宮式部省跡から出土した木簡（文書軸）の木口に「・出羽国郡司考□□（状帳カ）」「・神亀五年」（平城宮六―九八八三）とあって神亀五年（七二八）ごろに郡司の考課が、天平宝字三年（七五九）九月己丑条の雄勝城の造営に郡司らの動員が、それぞれ確認されるが、氏族名や個別の動向は不明である。なお最近、吉田歓「出羽国成立試論」（大阪・郵政考古学会・辻尾榮市氏古稀記念論攷刊行会編集発行『歴史・民族・考古学論攷』I、二〇一九年）が、建置当初の出羽郡に相当する田川郡域が、朝廷と密接な関係を持つ内国系住民によって構成されていたと推測されている。また山形県内の発掘調査の成果からは、山形県高畠町の小郡山遺跡群が古い置賜郡家と関わる可能性などが指摘されているが（佐藤鎮雄「平安初頭における置賜郡の官衙とその周辺」、前掲註（7）『平安初頭の出羽国考古学』）、全体としては八世紀半ばごろまでの遺跡数が少なく、詳細は不明と言わざるを得ない。なお小郡山遺跡群に属する町尻遺跡からは、七世紀に遡り得る書風の木簡が出土している（山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館編集・発行『木は語る―古代から近世の木簡と木製品』二〇一八年）。

（10）鈴木氏前掲注（8）論文。

（11）これらはいずれも出羽国司解を受けた、「征夷将軍参議従三位左衛門督兼陸奥出羽按察使勲四等文室朝臣綿麿」の解により、右大臣（藤原園人）が奉勅宣者となって発給されたものである。また、健児粮の官符の事書は一つ書きであり、かつ事実書末尾は改行の上「以前、被右大臣宣偁、奉勅、如件」となっていることから、二つの官符はもともと複数項目によって構成されていた一つの官符と想定される。

（12）鈴木拓也「九世紀陸奥国の軍制と支配構造」（鈴木氏

前掲註(8)書)。

(13) 以下の事例については、十川陽一「(講演抄収録)出土文字資料と古代出羽国―山形県域を中心に―」(『うきたむ考古』二三、二〇一九年)で取り上げたものに基づいて再度整理・検討したものである。

(14) 平川南「今塚遺跡出土木簡の解説」(山形県埋蔵文化財センター『今塚遺跡発掘調査報告書』山形県埋蔵文化財センター調査報告書七、一九九四年)。

(15) 植松暁彦「今塚遺跡の再検討とその性格について」(『山形県埋蔵文化財センター研究紀要』創刊号、二〇〇三年)。

(16) 今塚遺跡については、前掲註(14)『今塚遺跡発掘調査報告書』、植松氏前掲註(15)論文などを参照。

(17) 森公章「郡雑任と郡務の遂行」(『地方木簡と郡家の機構』同成社、二〇〇九年。初出二〇〇三年)。

(18) 十川前掲註(3)論文。

(19) 川西町教育委員会『道伝遺跡』(川西町文化財調査報告書三、一九八四年)。

(20) 三上喜孝「古代の辺要国と四天王法」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』五、二〇〇四年)、同「「古代の辺要国と四天王法」についての補論」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』六、二〇〇五年)。

(21) 藤本誠「官大寺僧の交通・交流・ネットワークと在地社会の仏教」(蔵中しのぶ編『古代の文化圏とネットワーク』竹林舎、二〇一七年)。

(22) これらについての個別の報告書等は割愛する。なお、墨書土器については、明治大学古代学研究所「全国刻書・墨書土器　文字瓦横断検索データベース」(http://www.kisc.meiji.ac.jp/~meikodai/bokusyoDB.html)、ならびに、青森県史編さん古代部会編『青森県史　資料編古代2　出土文字資料』(青森県、二〇〇八年)などを参照した。

(23) 平川南「秋田城跡第七五次調査出土漆紙文書」(『秋田城　平成一一年度秋田城跡発掘調査概報』秋田市教育委員会、二〇〇〇年)。

(24) 熊谷公男「古代東北の豪族」(須藤隆・今泉隆雄・坪井清足編『新版　古代の日本9　東北・北海道』、角川書店、一九九二年)。

(25) 秋田県埋蔵文化財センター『小谷地遺跡』(秋田県文化財調査報告書四七二、二〇一一年)。

(26) aは、前掲註(14)『今塚遺跡発掘調査報告書』第四七図―142、bは、同145。

(27) 植松氏前掲註(15)論文。

(28) 山武考古学研究所『柳久保遺跡群Ⅵ』(前橋市教育委員会、一九八八年)第一二二図―27。

(29) 平川南「墨書土器とその字形―古代村落における文字の実相―」(『墨書土器の研究』吉川弘文館二〇〇〇年。初出一九九一年)。

(30) 山形県埋蔵文化財センター『三条遺跡第2・3次発掘調査報告書』(山形県埋蔵文化財センター調査報告書九三、二〇〇一年)。なお、付近の落衣(おとも)の地名から、この地に開発領主として大伴氏が居住していたとの想定もある(大

宮富善「三条遺跡をめぐる諸問題」『山形県地域史研究』三二、二〇〇七年）。ただし同遺跡からは、品遅・坂合・丈部（「丈」も含む）・丸子（「丸」も含む）などの氏族名様の墨書土器が出土しており、伴氏に偏らない多様な氏族構成であったことが窺える。

（31）前掲註（30）『三条遺跡第2・3次発掘調査報告書』第二〇二図―3（掘立柱建物の編年から、九世紀後半～末ごろとみられる）。ほかに、第二一一図―11、第二二四図―1、2、第三一一図―11などがある。

（32）鶴岡市教育委員会『山田遺跡発掘調査報告書（Ⅰ～K・M1区）』（山形県鶴岡市埋蔵文化財調査報告書第21集、二〇〇三年）第38図―154。

（33）山形県埋蔵文化財センター『山田遺跡発掘調査報告書』（山形県埋蔵文化財センター調査報告書83、二〇〇一年）。

（34）森公章「木簡から見た郡符と田領」（『地方木簡と郡家の機構』同成社、二〇〇九年。初出二〇〇五年）。

（35）蓑島栄紀氏は、八世紀後半からの東北地方における新興階層の豪族が台頭する背景に、交易が存在したことを想定されている（「古代の陸奥・出羽における交易と交易者」『古代国家と北方社会』吉川弘文館、二〇〇一年）。

（36）樋口知志「弘仁二年の征夷と徳丹城の造営」（『アルテス・リベラレス』九一、二〇一三年）。

（37）熊田亮介「綿麻呂の「征夷」」（『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年。初出一九九七年）。

（38）熊谷公男「平安初期における征夷の終焉と蝦夷支配の変質」『東北学院大学　東北文化研究所紀要』二四、一九九二年）。

（39）九世紀初頭の陸奥出羽按察使による官符については、鈴木拓也「古代陸奥国の官制」（鈴木氏前掲註（8）書。初出一九九四年）を参照。なお、綿麻呂の按察使在任期間の『類聚三代格』所収官符は、第一章（1）で挙げた、弘仁五年正月十五日の健児粮・軍毅職分田の官符（註11参照）、ならびに帥の任期延長についての弘仁三年十一月十五日官符である。

（40）米田雄介「擬任郡司制の成立と展開」（『郡司の研究』法政大学出版局、一九七六年。初出一九六九年。ただし擬任郡司の画期については本書所収時に見解を修正されている）。

（41）当該史料に対応するものとして、『弘仁格抄』式部下64に、「応レ給レ考陸奥国外散位参仟拾参人　延暦十八年十二月十日」とある。

（42）当該規定は、『延喜式』式部下36試郡司条本注の「陸奥・出羽・西海道郡司不レ在二集限一。依二国府解一定二其等第一」に継承される。

（43）十川陽一「地方における律令官人制の展開と受容―勲位を中心に―」（三田古代史研究会編『法制と社会の古代史』慶應義塾大学出版会、二〇一五年）。

（44）この点に関わる国司の裁量権の在り方については議論もあるが、それらの詳細と筆者の見解などは、十川陽一「律令官人制と古代の東北」（新川登亀男編『日本古代史の方法と意義』勉誠出版、二〇一八）を参照されたい。

(45) 『類聚三代格』巻二十、断罪贖銅事、大同二年二月一日官符。
(46) 森公章「九世紀の郡司とその動向」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
(47) 山口英男「十世紀の国郡行政機構」(『日本古代の地域社会と行政機構』吉川弘文館、二〇一九年。初出一九九一年)、同「地域社会と郡司制」(山口氏前掲書。初出二〇〇四年)、磐下徹「郡司層小論」(『日本古代の郡司と天皇』吉川弘文館、二〇一六年)など。
(48) 森公章「九世紀の郡司とその動向」(『古代郡司制度の研究』吉川弘文館、二〇〇〇年)。
(49) 山口氏前掲註(47)「十世紀の国郡行政機構」。
(50) 出羽国の安定性と交易の関係については、十川前掲註(3)論文も参照。
(51) 熊谷公男「元慶の乱の歴史的意義」(鈴木拓也編『東北の古代史4　三十八年戦争と蝦夷政策の転換』吉川弘文館、二〇一六年)。

(付記) 本稿は、ＪＳＰＳ科研費17K13523による成果の一部である。